

統計用語解説

【農家及び世帯に関する用語】

農 家	経営耕地面積10 a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上の世帯
販 売 農 家	経営耕地面積が30 a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
自 給 的 農 家	経営耕地面積が30 a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
主 業 農 家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、年間60日以上 自営農業に従事する65歳未満の者がいる農家
準 主 業 農 家	農外所得が主で、年間60日以上自営農業に従事する65歳未満の者がいる 農家
副 業 的 農 家	年間60日以上自営農業に従事する65歳未満の者がいない農家
専 業 農 家	世帯員のうちに兼業従事者が1人もいない農家
兼 業 農 家	世帯員のうちに兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	兼業農家のうち、農業を主とする兼業農家（農業所得>兼業所得）
第2種兼業農家	兼業農家のうち、農業を従とする兼業農家（農業所得<兼業所得）
農 業 従 事 者	15歳以上の世帯員のうち、自営農業に従事した者 自営農業に従事した日数は問わず、補助的に働いた世帯員・農繁期だけ働いた 世帯員も含む
農 業 就 業 人 口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農 業だけに従事した者と農業とその他の仕事に従事した者のうち農業が主であるも のの合計
基幹的農業従事者	自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状 態が農業に従事している者

【農業経営体に関する用語】

農 業 経 営 体	農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、生産または作業に係 る面積・頭数が、次のいずれかに該当する事業を行う者 ア 経営耕地面積30 a以上の規模の農業 イ 農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数 その他の事業の規模が次の外形基準以上の規模の農業
-----------	---

① 露地野菜作付面積	15 a
② 施設野菜栽培面積	350 m ²
③ 果樹栽培面積	10 a
④ 露地花き栽培面積	10 a
⑤ 施設花き栽培面積	250 m ²
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1頭
⑦ 肥育牛飼養頭数	1頭
⑧ 豚飼養頭数	15頭
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150羽
⑩ ブロイラー年間出頭羽数	1,000羽
⑪ その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額が50万円に相当する事業の規模

ウ 農作業の受託の事業

農業経営体のうち 家族経営	農業経営体のうち個人経営体（農家）及び1戸1法人（農家であって農業経営を法人化している者）
個人経営体	農業経営体のうち世帯単位で事業を行う者（1戸1法人を除く）
法人経営体	農業経営体のうち法人化して事業を行う者（1戸1法人を含む）
農事組合法人	農業協同組合法に定める法人で、その組合員の農業生産についての協業を図ることにより、その共同の利益の増進を目的とする法人
農業生産法人	農業経営を行うため、売買や貸借により農地の権利を取得できる法人 農地法では、原則として農業生産法人以外の法人は、農地の取得・使用ができないとされている。

【土地に関する用語】

耕地面積	農作物の栽培を目的とする土地（けい畔を含む）の面積
経営耕地面積	農業経営体が経営する耕地（けい畔を除く）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借り付けている耕地（借入耕地）を加えたもの
耕地利用率	耕地面積（けい畔を除く）を100とした作付延べ面積の割合
耕作放棄地	所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのないもの

【農業経済に関する用語】

農家総所得	農家所得に年金等の収入を加えたもの
農家所得	農業所得に農外所得を加えたもの
農業所得	農業粗収益から農業経営費を差し引いたもの
農業粗収益	農業経営によって得られた総収益額
農業経営費	農業経営に要した一切の経費
農外所得	農外収入から農外支出を差し引いたもの
農家経済余剰	農家の経済活動の結果から得られた余剰をいい、可処分所得から家計費を差し引いた額
農業依存度	農家所得に占める農業所得の割合をいい、農家所得のうちどれだけが農業所得に依存しているかを示す指標
家計費充足率	所得をもって家計費を賄いうる程度を示す指標 家計費充足率 (%) = 農業所得 ÷ 家計費 × 100

【農業産出額に関する用語】

農業産出額	その年の1月から12月の1か年の間に生産された農産物や加工農産物について、生産量に農家庭先販売価格を乗じ算出したもので、市町村を推計単位としたもの 都道府県及び市町村における農業振興を図るうえで重要な基礎資料となる 平成12年までは「農業粗生産額」という名称を使用していたが、全国を1つの推計単位として算出する「農業総算出額」と市町村を推計単位とする「農業粗生産額」とは推計上の概念に変わりがないことから、平成13年から名称を変更した
生産農業所得	農業生産によって新たに生み出された付加価値、すなわち要素費用表示による農業純生産 なお、生産農業所得統計では、物的方法によって推計するのが困難なため便宜上、農業総産出額（農業粗生産額）に、生産農業所得率を乗じて推計している
農業物価指数	農家が販売する個々の農産物の価格を指数化した「農産物価格指数」と農家が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化した「農業生産資材価格指数」指数の基準時は5年ごとに改正